

# 鹿沼市いじめ防止基本方針

平成26年12月

鹿沼市

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。鹿沼市では、全ての児童生徒の健全な育成及びいじめのない社会の実現並びにいじめの問題の克服に向けたいじめの防止、早期発見、及び発生したいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、基本方針を定めます。

子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、未来を担う子どもたちに「生きる力」やコミュニケーション能力、及び人間としての生き方を育むことが、私たち大人に求められる重大な責務です。しかし、いじめや暴力等により、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生ずる事案が発生しており、大きな社会問題となっています。いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然とした指導をしていく必要があります。

いじめを防止するためには、学校・家庭・地域・関係機関がいじめに関する問題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、共に考え、協力して、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要です。また、児童生徒自らが安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

鹿沼市立小・中学校においては、国の方針及び鹿沼市基本方針を参酌して、学校が取り組むべき「学校いじめ防止等基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめに対し迅速かつ適切に対処します。

なお、鹿沼市基本方針に定めるいじめ防止等の取組は、鹿沼市いじめ防止対策連絡協議会において検証し、必要に応じて見直します。

# 目 次

## 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1	いじめの定義	1
2	いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
3	いじめ防止に向けた方針	3
	○市・教育委員会として	
	○学校として	
	○保護者として	
	○児童生徒として	
	○地域・関係機関として	

## 第2章 いじめ防止等のために市・教育委員会が実施する施策

1	組織の設置等	5
2	いじめ防止等のための基本施策	5
	○関係機関等との連携・協力に関すること	
	○いじめの防止・早期発見に関すること	
	○いじめへの対処に関すること	
	○学校運営の改善に関すること	

## 第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1	学校いじめ防止基本方針の策定	7
2	いじめ防止対策委員会の設置等	7
	○いじめ防止対策委員会の設置について	
	○いじめ防止対策委員会の役割	
3	いじめ防止等に関する具体的な取組	8
	○いじめの未然防止に関すること	
	○いじめの早期発見に関すること	
	○いじめへの対処に関すること	

## 第4章 重大事態への対処

1	重大事態とは	10
2	重大事態の報告	10
3	調査趣旨及び調査主体、調査の実施	10
4	重大事態の報告を受けた市長の再調査等	12

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

## 1 いじめの定義

(法2条第1項より)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物品を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、その行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

▽冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことなどを言われる

▽仲間はずれや集団による無視をされる

▽軽くぶつかられたり、叩かれたり、遊ぶふりをして蹴られたりする

▽金品をたかられる

▽金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、又は捨てられたりする

▽嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、又はさせられたりする

▽パソコン、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

### (1) いじめは絶対に許されない行為

「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持ち、この問題に取り組まなければならない。「いじめは必要悪である」「いじめられる方にも悪い点がある」などの考えは、持つてはならない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為はいじめを助長する行為であり、いじめの4層構造（被害者、加害者、観衆、傍観者）をよく理解し、被害者や加害者のみならず、観衆や傍観者への指導や支援も適切に行い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させることが必要である。

### (2) いじめ発生の可能性

「いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ。「この学級にはいじめはない」「あの子に限って」などの思い込みは、いじめ発見の機会を見逃すだけでなく、対応を遅らせたり問題をこじらせたりすることにもつながる。どの学級や学校にもいじめが発生し得るという危機意識を持ち、児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めることが重要である。

### (3) いじめは学校、家庭、地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む課題

「いじめの問題は、全ての学校、家庭、地域の重要課題」と捉える。いじめの未然防止は、全ての学校、家庭、地域などが、自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組まなければならない重要な課題である。学校では、日頃から全ての教師が個に応じた分かりやすい授業を行うことや、児童生徒を深く理解し、児童・生徒指導の充実を図ることで、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるようにすることが何より大切である。家庭・保護者は、児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完し合いながら協働して取り組むことが大切である。また、いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。地域・市民は、鹿沼市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、地域行事等で児童生徒が主体性を持って参加できるように配慮することが大切である。児童生徒の健全な育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

### 3 いじめ防止に向けた方針

#### 市・教育委員会として

- (1) いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援並びにいじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、関係機関等の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) すべての児童生徒が心身ともに健康で安全な学校生活が送れるように、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。
- (5) いじめが多く発生しやすい6月を「いじめ防止啓発月間」とする。また、12月の人権週間に合わせて「いじめ防止啓発週間」を設定し、人権教育とともに推進する。

#### 学校として

- (1) 全教育活動をとおして、全ての児童生徒が心身ともに健康で安全な学校生活が送れる学校づくりを目指す。
- (2) 児童生徒が主体的に「いじめのない社会を形成する」という意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導及び支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう家庭・地域・関係機関・市と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップの下、いじめ防止に向けて組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を設置するとともに、児童生徒一人ひとりに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

#### 保護者として

- (1) 法第9条第1項に定められているように、保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- (2) どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導助言に努めるとともに、日頃からいじめ被害などの悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

- (3) 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (4) いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりするときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。
- (5) 保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行う。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

#### 児童生徒として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声を掛けることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

#### 地域・関係機関として

- (1) 地域住民並びに市内で活動する事業者及び関係機関は、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 児童生徒の成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 地域住民及び市内で活動する事業者は、地域の行事等に子どもが主体的に参加できるよう配慮する。
- (4) 児童生徒の健全な育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

## 第2章 いじめ防止等のために市・教育委員会が実施する施策

### 1 組織の設置等

- (1) 市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携を図るため、条例により「鹿沼市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- (2) 教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、法第28条第1項に規定する調査等を実施する附属機関「鹿沼市いじめ問題対策委員会」を設置する。

### 2 いじめ防止等のための基本施策

#### 関係機関との連携・協力に関すること

- (1) いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。
- (2) 学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめ防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者を対象とした家庭への支援を行う。
- (3) いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請する。
- (4) いじめの相談を受けた関係機関は、必ず学校に通報する。通報を受けた学校は、必要な調査を行い、適切に対応し、その後も通報を受けた関係機関と連携しながら対応していく。
- (5) いじめに係る相談又は情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報の漏えいの防止その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

#### いじめの防止・早期発見に関すること

- (1) 学校教育活動全体を通して、児童生徒一人ひとりに存在感や達成感を与えるとともに、思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるために、学業指導、道德教育、人権教育、特別活動、教育相談及び体験活動の充実を図る。
- (2) 児童生徒及びその保護者、当該学校の教職員に、いじめを防止することの重要性の認識を深めるための啓発を関係機関と連携しながら推進する。
- (3) 社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるために、本市で定めた8月の「人権啓発推進市民運動強調月間」において啓発活動を実施するとともに、12月の人権週間に合わせて「いじめ防止啓発週間」を設定し、人権教育とともに推進する。
- (4) いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査や必要な措置を講ずる。
- (5) 児童生徒及びその保護者、当該学校の教職員等が、いじめ等に係る相談を行いやすくするために、教育相談専門員による相談体制を充実させ、相談窓口(教育相談、青少年相談)を周知する。
- (6) 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修を関係機関と連携しながら開催するとともに、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめには、民間団体を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・適切な対応のために必要な措置を講ずるとともに、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるように、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

## いじめへの対処に関すること

### (1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援や措置を講ずることを指示するとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

### (2) 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するために必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導、又は助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生ずるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導、又は助言する。

## 学校運営の改善に関すること

### (1) 学校評価による各学校の組織的な取組の評価・改善

学校評価報告書の「鹿沼市の共通評価項目」を設定し、各学校の評価・改善を推進する。

### (2) 教職員評価制度を実施するに当たっての留意点

教職員評価を実施するに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際に、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応をすること、その他組織的な取組が評価されるように、各学校に必要な指導又は助言を行う。

### (3) 学校運営改善の支援

ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

イ 学校評議員による学校関係者評価を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進するよう支援する。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国の方針・鹿沼市基本方針を参酌し、各学校の状況に応じて、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかの基本的な方向性や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・適切な対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

学校基本方針の策定を、全ての教職員でいじめの問題に取り組む契機とし、教職員全員がいじめの問題に対する理解や意識を共有する機会にする。また、検討する段階からの保護者や地域の参画を図り、策定後の学校の取り組みが円滑に進められるよう留意する。

策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者や地域の理解と協力が得られるよう努める。また、より実効性の高い取り組みを実施するために、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

### 2 いじめ防止対策委員会の設置等

#### いじめ防止対策委員会の設置について

学校は、組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員やカウンセラー等により構成される、いじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置し、校長のリーダーシップの下、教職員が一致協力できる体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

いじめ防止対策委員会は、いじめの防止や対処等に組織的な対応を行うための常設の組織であり、学校の実情に応じてメンバーを構成し、月1回以上、定期的を開催する。また、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とし、必要に応じて、外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように工夫する。

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ防止対策委員会が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し、共有化を図ることが必要である。

## いじめ防止対策委員会の役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒指導の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応等を組織的に実施するための中核としての役割
- (5) 学校基本方針の見直し、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割

## 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

### いじめの未然防止に関すること

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上のため、学校は、いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。特に1学期にいじめの報告件数が多く見られることから、1学期中に実施することが望ましい。
- (2) 学校は、児童生徒一人ひとりに存在感や達成感を与えるとともに、思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるために、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 学校は、児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- (4) 学校は、児童生徒一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指す。
- (5) 学校は、いじめ防止等に関する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- (6) 学校は、児童生徒及びその保護者、並びに当該学校の教職員に、いじめを防止することの重要性の認識を深めるための啓発を関係機関と連携しながら推進する。
- (7) 学校は、児童生徒一人ひとりに対して、インターネットの持つ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。また、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。
  - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しない指導を徹底する。
  - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
  - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。

- (8) 学校は、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、アンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

### いじめの早期発見に関すること

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 学校は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、保護者との連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- (3) 学校は、いじめの実態を適切に把握するため、アンケートや児童生徒の教育相談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。
- (4) 学校は、児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

### いじめへの対処に関すること

- (1) 学校は、いじめに係る発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。
- ア いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
  - イ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
  - ウ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への指導
- (2) 学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて関係機関等の協力や援助を求める。
- (3) 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- (4) 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、鹿沼警察署と連携して対処する。
- (5) 学校は、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (6) 学校は、いじめの通報を受けた場合、鹿沼市いじめの対応・報告マニュアルに沿って、いじめに対して適切に対応し、市教育委員会への報告を行う。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

法第28条第1項で「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより児童生徒が相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を「重大事態」と定義している。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、国の基本方針や不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

### 2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

### 3 調査の趣旨及び調査主体、調査の実施

重大事態が発生した場合の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援等を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、本調査に並行して、市長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、適切に役割分担を図る。

### (1) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題対策委員会を招集し、これが調査に当たる。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、栃木県教育委員会からの「いじめの理解と対応」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして対応に当たる必要がある。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

### (3) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更など弾力的な対応を検討する。

#### ア 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

## 4 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

### (1) 再調査

法第28条第一項の規定による調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

### (2) 再調査を行うための付属機関の設置

再調査を実施する付属機関について市長は、法第30条第2項に基づき、「鹿沼市いじめ再調査委員会」を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながらその結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。